



2024.9.21.

ワイン醸造実務ニュース（Oe-2/2024）

削除予定既存添加物名簿の告示

「削除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について」（Oe-4/2023（研究会会報 第68号）参照）の結果に基づき、32品目の削除予定既存添加物が消費者庁より告示されました。当初の削除対象（削除名簿記載予定）は78品目ありましたが、最終的に32品目が削除予定既存添加物名簿に記載されています。

なお、酒税法に関係すると想定された物品につきましては、削除の対象外（削除予定名簿から削除）となっています。

この名簿の訂正に関する申し出手続き期間は2024年9月5日～2025年3月4日となっています。

下記 URL を参照ください。

[削除予定添加物名簿の公示及び訂正の申出手続きについて | 消費者庁 \(caa.go.jp\)](#)

なお、2024年4月1日に食品衛生基準行政は厚労省から消費者庁に移管されています。これにより食品添加物や残留農薬、器具・包装容器・おもちゃ、汚染物質などの基準行政は消費者庁が主管となっています。

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生